

宝塚市障がい者差別解消について考える会

傍聴について

宝塚市障害福祉課

【 遵守事項 】

宝塚市障がい者差別解消について考える会を傍聴される方は、宝塚市障がい者差別解消について考える会傍聴要領の規定により、次に掲げる項目について遵守願います。

- (1) 会における言動に対して、拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可のない撮影、録音等をしないこと。
- (6) その他会の秩序を乱し、又は会の妨げとなるような行為をしないこと。

上記の規定を守らない場合には、会長が注意を促し、改めない場合は退場を命ずることがあります。

退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに退場しなければなりません。

【 傍聴の手順 】

- ① 傍聴を希望される方は、この用紙に記載されている事項を確認、了承の上、傍聴人受付簿に必要事項を記入してください。傍聴人受付簿への記入をされない方は、傍聴することができません。
- ② 会議室への入室及び退室は、係員の指示に従ってください。なお、会の進行の妨げになりますので、会の途中での入室、退室は係員の指示に従ってください。

参考資料：宝塚市障がい者差別解消について考える会傍聴要領（裏面）

宝塚市障がい者差別解消について考える会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市障がい者差別解消について考える会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 会を傍聴しようとする者は、別に定める傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の定員)

第3条 会長は、会場の都合その他必要があると認めるときは、傍聴の定員を定めることができる。

2 傍聴希望者が前項の規定に基づいて定める定員を超えるときは、会議開催の15分前までに受け付けた傍聴希望者の中から抽選により、傍聴ができる者を決定するものとする。

(傍聴場所の指定)

第4条 傍聴人は、指定された傍聴席において傍聴しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は、人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会における言動に対して、拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、会の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成27年7月15日から施行する。